

## 今期の日本語教育小委員会において想定される議論の論点と論点に対する主な意見

本小委員会の検討において、「日本語教育人材」とは、日本語教員、日本語指導者、日本語指導補助者、日本語教育コーディネーター等、各活動分野で日本語教育に携わる人材を指す。

### 1. 日本語教育人材に求められる資質・知識・能力について

○文化庁が平成 12 年に示した日本語教員養成における教育内容「日本語教育のための教員養成について」(以下、「平成 12 年教育内容」という。)は既に 16 年を経過している。その間、日本語教育人材の活動分野や役割は一層多様化しており、日本語教育の実施機関・団体によっても異なっている。

→ 検討範囲として活動分野や役割について整理

○日本語教育人材に求められる資質・知識・能力も多様化しているが、それらの全ては示されていない。例えば、子供に対する指導に必要となる知識、海外で教える上で必要となる知識など、活動分野により必要となる日本語教育に関する知識は異なるのではないか。また、日本語教育コーディネーターや日本語指導補助者(支援員)等に求められる資質・知識・能力についても整理されていないために養成・研修が適切に実施できていない現状があるのではないか。

→ 現状を把握するとともに、活動分野や役割ごとに求められる資質・知識・能力について検討・整理

→ 検討に当たっては、地域日本語教育の人材の状況にも配慮が必要

→ 日本語に関する基礎知識(文法・音声・表記等)は、活動分野に関わらず必須のものである

→ 「資質」という言葉を「姿勢」「視点」などに置き換えることはできないか

→ 学習者の学習意欲に注意を払ったり、励ましたりすることができること、マイノリティの気持ちを理解できることは非常に大切

### 2. 日本語教育人材の養成・研修の内容について

○大学や日本語教員養成機関において、日本語教員は、平成 12 年教育内容に基づいて養成がなされているが、具体的な教育内容は大学等の自主性に任されている。

→ 平成 12 年教育内容の改訂を前提として検討

→ 各活動分野に共通する基礎的内容を示しつつ、活動分野や役割ごとに選択的内容を示すこととしてはどうか

→ 実践力の養成が求められるが、教育内容と実践力を立体的に結びつけられるような工夫が必要

→ 平成 12 年の教育内容のうち、一部項目を取捨することもあり得る

→ 教育内容について一定の基準が必要であり、各機関の教育内容が公表され、把握できるようになっていると良い

→ 内容の刷新を視野に、業務に応じた人材育成の観点から見直しが必要

→ 日本語教育能力検定試験は教員を含む全ての活動分野の日本語指導者にとって前提となる基礎知識

○日本語指導者や日本語指導補助者、日本語教育コーディネーターなどは各機関・団体において独自の内容で養成・研修が行われている。そのため、養成した人材のスキルは機関・団体により異なる。

- 1. で整理した活動分野や役割ごとに求められる資質等に応じた教育内容を検討
- 日本語を教える日本語指導者（専門家）と市民活動としての交流を行うボランティアの役割を明確に分けることも可能
- 学習者が自ら課題を見出し目標設定をし取り組むようにするためのファシリテーター的役割が求められる。
- コーディネーターがプログラムを構築する上で、学習者の日本語使用現場における課題や学習効果等について適切なフィードバックを得てプログラムに適宜反映できるような仕組みが望ましい。

○養成段階で習得させることができる知識や能力は限られている

- 養成段階で習得させることができる知識や能力と、現職教員となってから習得すべき知識や能力を分けて考えることも必要
- 現職日本語教員が一定期間を経過した際に受講できる研修があると良い
- 主任教員やコーディネーター、アドバイザーという立場を担う日本語教育人材には日本語教育分野以外のマネジメント能力やアドバイジング力等が必要とされる
- 外国人児童生徒の日本語指導を担当する教員は、教員としての資質能力があるという前提の上に、OJTのように日本語教育の文脈や関係論の中で求められる資質能力を新たに組み込む必要がある
- コーディネーターには、各業界で使われている言葉の文化背景を含めた伝達（文化の翻訳）能力が求められる

○日本語指導者等養成・研修のノウハウを有していないことにより、人材養成、スキルアップが十分行えない機関・団体もある（全ての機関・団体で養成・研修が必要な訳ではないが、地域において日本語指導者等の不足は顕在化している。）。

- 活動分野や役割に応じた教育内容を基に養成・研修のカリキュラム例を提示
- 学ぶべき教育内容やその能力の評価が行えるシステムをICTを活用し整備することも考えられる
- あらゆる活動分野の基盤となる生活者としての外国人に対する日本語教育が実施されるようなシステムが必要

### 3. 日本語教育人材の資格について

○現在、日本語教育人材に関する資格はないが、国内外での日本語教員採用要件や法務省告示日本語教育機関における教員の要件となっている民間の「日本語教育能力検定試験」などがある。日本語教育人材が多様化する中において、日本語教育の質の維持・向上を図る上で、現在の試験等の在り方で十分か。

- 様々な場面や役割で日本語教育人材が、知識や能力を習得・向上させるためのインセンティブとなるような資格の在り方について検討
- 外国人児童生徒等に対する日本語指導を行う人材の養成・研修の内容等の成果物が、教育委員会や学校等に認知され活用されることで、適切な人材が配置されるような仕組み作りが必要
- 実践力のある日本語指導者が資格や修了証を得ることにより、安定的に活躍できるような仕組み作りが必要